

管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定について

	施行規則第7条（指定対象施設）	厚生労働省がん対策・健康増進課長通知	備考								
一 号 施 設	医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設 継続的に1回 300食以上又は1日 750食以上の食事を供給するもの	①病院又は介護老人保健施設に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの ②許可病床数300床以上の病院又は入所定員300人以上の介護老人保健施設に設置される特定給食施設 病院及び介護老人保健施設並びにこれら以外のものを対象に食事を供給する場合（病院及び介護老人保健施設のみを対象として食事を供給する場合を含む。）には、給食の対象とする病院許可病床数及び介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上とする。									
二 号 施 設	管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設 継続的に1回 500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="663 400 1301 440">対象施設</th> <th data-bbox="1301 400 1973 440">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="663 440 1301 639"> 児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・福祉型障害児入所施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 </td> <td data-bbox="1301 440 1973 639"> ・児童福祉法第37条 ・児童福祉法第41条 ・児童福祉法第42条第1号 ・児童福祉法第43条の2 ・児童福祉法第44条 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 639 1301 879"> 社会福祉施設 ・救護施設及び更生施設 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 ・障害者支援施設（通所施設、通所部門を除く） </td> <td data-bbox="1301 639 1973 879"> ・生活保護法第38条 ・老人福祉法第5条の3 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 879 1301 1007"> 事業所等 ・事業所 ・寄宿舍 ・矯正施設 ・自衛隊 等 </td> <td data-bbox="1301 879 1973 1007"></td> </tr> </tbody> </table> <p>一つの特定給食施設が、 ①一号施設及び二号施設 } に食事を供給する場合、供給する食事数の合計が1回500食以上 ②複数の二号施設 } 又は1日1500食以上である場合（一号施設の②の場合を除く。）。 ③一号施設及び二号施設以外にも食事を供給する場合、一号施設及び二号施設に供給する食事数が1回500食以上又は1日1500食以上である場合（一号施設の②の場合を除く。）。</p> <p>この場合、病院及び介護老人保健施設に対して供給する食事数については、 1回の食事数：許可病床数又は入所定員数、1日の食事数：許可病床数又は入所定員数の3倍の数 とみなす。</p> <p>一つの特定給食施設が 複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（栄養士が必置の施設に限る）に食事を供給する場合で、 → 一つの施設に供給される食事数が、1回 500食以上又は1日 1500食以上となるものがある場合 事業所等に食事を供給する特定給食施設で、 その食事が、主に事業所等に勤務又は居住する者に喫食され、その際、勤務又は居住するものの概ね8割以上がその食事を喫食するものであって、1回500食以上又は1日1500食以上供給する場合。</p>	対象施設	根拠法令	児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・福祉型障害児入所施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設	・児童福祉法第37条 ・児童福祉法第41条 ・児童福祉法第42条第1号 ・児童福祉法第43条の2 ・児童福祉法第44条	社会福祉施設 ・救護施設及び更生施設 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 ・障害者支援施設（通所施設、通所部門を除く）	・生活保護法第38条 ・老人福祉法第5条の3 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項	事業所等 ・事業所 ・寄宿舍 ・矯正施設 ・自衛隊 等		
対象施設	根拠法令										
児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・福祉型障害児入所施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設	・児童福祉法第37条 ・児童福祉法第41条 ・児童福祉法第42条第1号 ・児童福祉法第43条の2 ・児童福祉法第44条										
社会福祉施設 ・救護施設及び更生施設 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 ・障害者支援施設（通所施設、通所部門を除く）	・生活保護法第38条 ・老人福祉法第5条の3 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項										
事業所等 ・事業所 ・寄宿舍 ・矯正施設 ・自衛隊 等											